

狙いは建設業界の労働環境の改善?!・・・CCUSとの関連も。

建設業法等の改正情報!

新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)が取られております。

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定されております。

今回、令和2年10月1日に施行される建設業法令について、ピックアップいたしました。

■著しく短い工期の禁止について

建設工事の注文者に対して、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、これに違反した発注者に対して、国土交通大臣等は、必要があると認められるときは、勧告等を行う事が出来ます。

■現場技術者の配置要件の合理化(技士補)について

・ 監理技術者の専任義務の緩和

補佐する者を置く元請の監理技術者は、複数現場の兼任を容認されることとなります。

・ 下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について

特定専門工事については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができるようになります。

■その他 解体工事業のみなし技術者(令和3年3月31日までの経過措置)への対応 みなしで許可取得された企業様は注意が必要です。【資格要件のご確認をお願いします】

【許認可業務と在宅ワーク!?!】

コロナ禍により建設系企業様においても、在宅ワーク等への移行が図られていると思われませんが、業務によっては在宅ワーク等になじまない業務もございます。特に許可認可申請等の行政手続きの申請につきましては、資料等が膨大となり、又、持ち出しにはセキュリティのリスクも御座いますので、行政書士への専門家へ外部委託をご検討頂く機会を得ております。

※グローアップは、建設業許可申請業務を初めCCUS導入支援業務も得意としております。

■申請手続きにかかる業務負担を軽減し、本業へ専念! 戦略的業務の強化!

行政書士法人グローアップ (登録支援機関番号 19-000539)

【東京本社】 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F TEL03-5715-2938

【大阪本店】 大阪府大阪市中央区難波 5-1-60 なんばスカイオ 15F TEL06-6630-8535

【札幌拠点】 北海道札幌市中央区大通西 3-4 明治安田生命札幌大通ビル 8階 TEL011-281-9077

【名古屋拠点】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7階 TEL052-563-5400

【広島拠点】 広島県広島市南区松原町 100 ピックフロント広島タワービル 6階 TEL082-568-0480

【福岡拠点】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6階 TEL092-261-5051

E-mail: info@glow-up.or.jp <https://glow-up.or.jp/>